

1-(9)-⑥.障害学生支援について

障害のある学生に対して、修学、学生生活、就職（キャリア支援）に関する事など、4年間の学生生活を過ごす上で直面する課題を解決するための相談に応じ、調整を行います。

a. 相談窓口

相談や支援を希望する学生は、事務部学生教務課または保健室に申し出て下さい。

b. 授業における配慮

視覚や聴覚、上肢などの障害、精神疾患や難病がある学生に対して、障害や疾病の状況に応じて以下の配慮を実施します。

- ・ 座席の確保
- ・ 講義資料の拡大コピー
- ・ 授業担当教員への配慮依頼、病状説明
- ・ ノートテイカーの配置など

c. 定期試験における配慮

視覚や聴覚、上肢などに障害、精神疾患や難病がある学生に対して、障害や疾病の状況に応じて以下の配慮を実施します。

- ・ 試験問題・回答用紙の拡大コピー
- ・ 別室受験
- ・ 試験時間の延長など

d. 障害学生支援スタッフについて

ノートテイカーやテキストの電子化など、障害学生を支援するスタッフを募集しています。障害学生支援スタッフとして活動を希望する人は、事務部学生教務課に申し出て下さい。